

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 対馬市 (都道府県: 長崎県)
 本事業の担当部局名 しまづくり推進部 地域づくり課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)						
個別事業名	対馬市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 対馬市の合計特殊出生率は2.15と全国的にも高水準に位置しているが、有配偶出生率も含め更なる上昇を図る必要がある。つまり、「結婚支援」と「子育て支援」を少子化対策の両輪として推進しながらも有配偶率の上昇を図るためにも結婚支援により一層取り組んで行くことが重要であると言える。 また、結婚支援については、支援者・相談者が少ないことが大きな課題となっており、県との連携を図り、支援者を増やしていくことや若年層の結婚・子育てに関する意識の低下等も課題であると言える。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 長崎県の合計特殊出生率(1.57)は全国的にも高い水準に位置しているが、出生数は減少傾向にある。少子化対策として結婚支援から子育て支援まで切れ目ない支援を行うために、県・市町と連携し協議を進めてきたが、近年では、晩婚化や結婚に対する意識が大きく多様化しており、そのニーズに合わせた少子化対策を実施していく必要があると言える。</p> <p><本個別事業の位置付け> 対馬市では「第2次対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において4つの重点課題があり、その中の重点戦略3において、「安心して結婚・出産・子育てが出来る環境を創出する！」を掲げている。 本事業は、上記を実現するために重要な事業であり、結婚支援の取組の認知度向上により、結婚への後押し効果を高めつつ、県との連携を図り、少子化対策としての結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築を実施するものである。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
39歳以下の場合	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合				
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 有							
※(注)3 【その他独自要件】							

2. 申請見込

①新規世帯見込	8	世帯	②継続世帯見込	4	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	4	世帯		
	その他	4	世帯		

【世帯数積算根拠】

- ①29歳以下の世帯 4件(申請見込件数) × 60万円 = 2,400千円
- ②39歳以下の世帯 4件(申請見込件数) × 30万円 = 1,200千円
- ③継続世帯 4件(申請見込件数) : 900千円
- ①+②+③ = 4,500千円

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	5 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	4 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	4 世帯 × 600,000 円 =	2,400,000	円
(その他)	4 世帯 × 300,000 円 =	1,200,000	円
	(継続補助)	900,000	円

<積算>	
左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

広報紙、ホームページ、SNS等による周知、婚姻届提出時の周知
 ポスター・チラシによる広報(市民課窓口、婚活イベント時、公共施設)
 県においても、結婚・子育てを応援する広報資料に掲載するほか、ホームページ、婚活支援窓口等での広報を実施

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	本事業による成婚数		組	5	4
出生数		人	150	139	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			2.15	
	婚姻件数		件	93	
	婚姻率			3.2	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	50	5
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	0	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	60	0	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・長崎県婚活サポート官民連携協議会において、県と市町の連携・役割分担手法を検討する。 ・受給者への支援については、県は動画視聴確認、アンケート実施を、市町は動画視聴依頼、アンケート周知を行う。 ・制度の広報については、県と市町が連携して実施する。また、市町を通じ地域づくり団体や子育て支援団体の協力を得ながら、少子化対策全般の広報の中においても周知を図る。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	・長崎県婚活サポート協議会を通じて、民間団体に対して広報依頼を行う。 ・県の地域コーディネーターと連携し、地域づくり団体や子育て支援団体等の協力を得ながら、少子化対策全般の広報を通じて、制度の周知を図る。				

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。